

**生命環境科学研究科 獣医学専攻（論文博士）**  
**学位授与申請資格・学位審査基準**

**1. 学位授与申請資格**

研究科の学位論文審査実施要領に記載されている学位授与申請資格（6頁；学位規程第3条第3項）に該当する者で、学位申請をする博士論文の主要な内容が、申請者を筆頭著者として、IF値を有する学術雑誌に2報以上掲載（受理を含む）されていること。

**2. 学位論文審査手続き**

提出された学位論文は、審査委員会による第1次審査（個別審査）と第2次審査（論文発表会と専攻教授会議における審査）及び申請者本人の学力確認を経て、研究科教授会での投票により学位授与の可否を判断する。

1) 第1次審査

審査委員による論文の精査の後、申請者との面接等により内容について審査する。必要があるときは、申請者に論文の修正や追加資料を提出させることができる。第1次審査で申請論文が可と評価された場合、第2次審査を行うものとする。

2) 第2次審査

専攻教授会議の構成員全員にあらかじめ博士論文を回覧後、論文発表会を開き、専攻教授会議で可否を判断する。

3) 学力確認

英語及び専門科目（2～3科目以上で申請する学位論文に関連する科目）について学力確認のため試験を行う。博士課程の所定の単位を修得して退学した者については当該試験の免除または一部免除することができる（学位論文審査実施要領，9頁）。

**3. 学位論文審査の審査項目と評定基準**

1) 審査項目

第1次審査では項目(1)～(4)、第2次審査では項目(1)～(5)で審査する。

- (1) 学術的な重要性・妥当性
- (2) 研究計画・研究方法の妥当性
- (3) 研究の独創性・革新性
- (4) 博士論文の構成・体裁
- (5) プレゼンテーションの能力

2) 評定基準

(1) 第1次審査

審査委員全員がすべての審査項目が基準に達すると評価した場合を可とする。

(2) 第2次審査

専攻教授会議の構成委員が可否を判断する。専攻教授会議で出席者の3分の2以上の可と評価した場合を合とする。